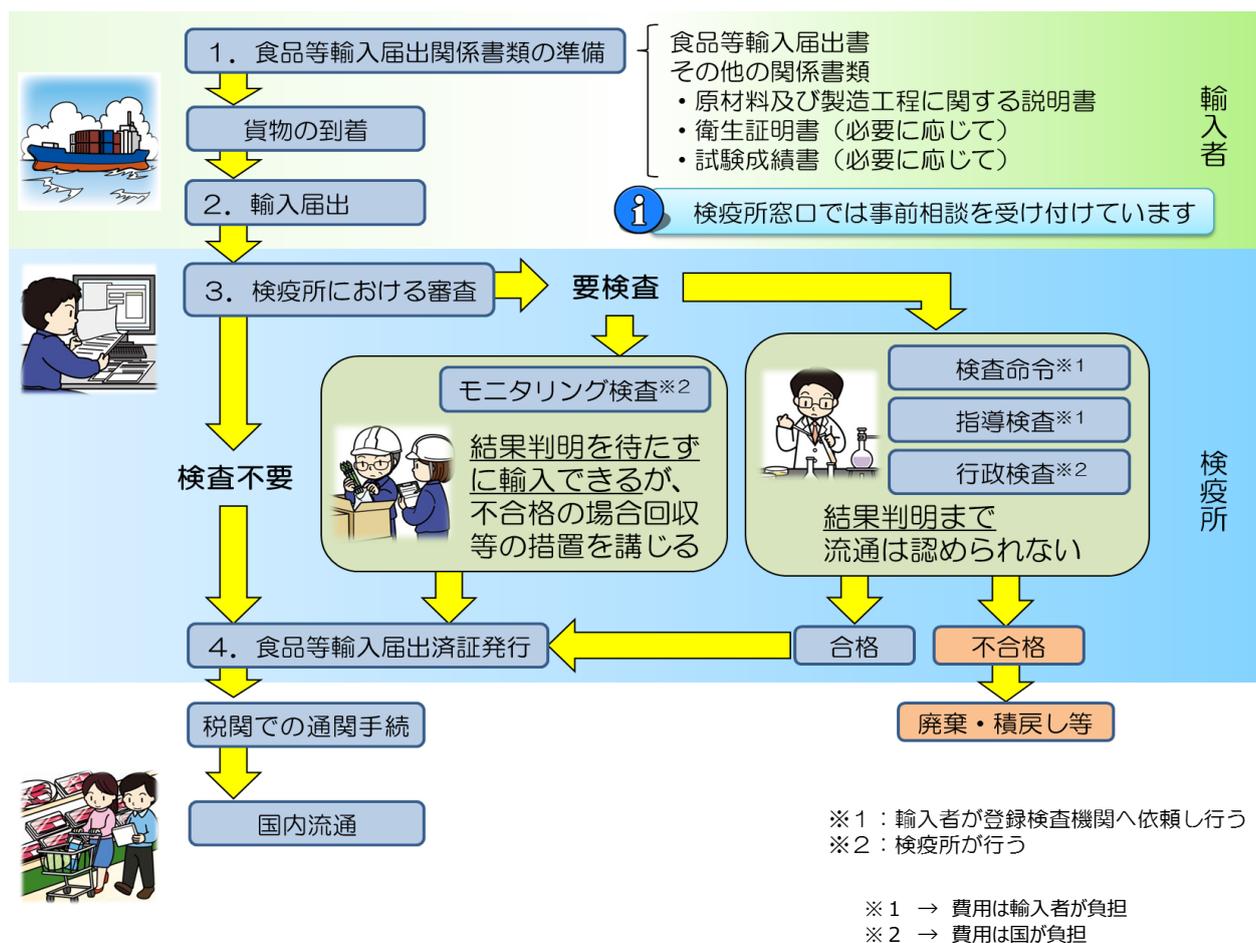


☆☆ 輸入申告に係る食品届出の流れ ☆☆



<モニタリング検査>

多種多様な輸入食品等について、食品衛生上の状況を幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が定めた年間計画に基づき検疫所で実施する検査です。その費用は国が負担しています。検査結果判明までには採取翌日より7～10営業日ほどかかりますが、結果判明を待たずに輸入することもできます。ただしその結果が法違反となった場合は輸入者が速やかに回収等の措置を講じる必要があります。

<命令検査>

輸入時の自主検査（指導検査）やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反事例が認められるなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して、輸入の都度、検査の実施を命じる検査をいいます。輸入者が費用負担し、検査結果判明後、適法と判断されるまで輸入は認められません。

<指導検査（自主検査）>

規格基準の有無、農薬や添加物等の使用状況及び同種の食品等の法違反情報等を参考とし、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査をいいます。

<行政検査（貨物確認検査）>

モニタリング検査以外の行政検査として、初回輸入時、食品衛生法違反判明時、輸送途中での事故発生時等必要に応じて、検疫所の食品衛生監視員による現場検査が実施されます。